

3月号（498号）

(1) 北海道総合開発計画（以下、本計画）に基づく港湾工事の実施計画を作製する権限を有していた北海道開発庁長官 X1 は、A 建設の社長 B から、本計画に基づいて北海道開発局が発注予定の港湾工事について、A 建設が受注できるように同局港湾部長 C に指示することを依頼された。そこで、X1 は C に対し、A 建設が特定の工事を落札できるように便宜を図ることを求め、その報酬として B から 600 万円の供与を受けた。なお、本計画に基づく港湾工事は、国の直轄事業であって、当該事業に関する主務大臣のみが北海道開発局長を指揮監督でき、北海道開発庁長官にはその権限はなかった。

(2) タクシー等の燃料への新たな課税を内容とする法案が、衆議院大蔵委員会（現在の財務金融委員会）で審議中となっていた。運輸委員会に所属する衆議院議員 X2 は、タクシー業を営む D から、当該法案を廃案とするように、大蔵委員会の委員に対する説得を依頼され、その報酬として D から 100 万円の供与を受けた。

(3) E 建設の社長 F は、公正取引委員会（以下、公取委）が、埼玉県内の公共工事を受注する建設会社らにより組織されていた「G 会」による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、独占禁止法）違反の事実について調査中という情報を入手した。そこで、F は、公取委が同社等を検察官に告発することを回避しようと企て、主要大臣等を歴任していた衆議院議員 X3 に対し、公取委委員長 H に働きかけてもらいたいと依頼し、これを承諾した X3 に報酬として現金 1000 万円を手渡した。

(4) I 社の社長 J は、同社が関与する競売手続を K が不正に妨害したとして、警視庁多摩中央警察署長宛に告発状を提出していたが、捜査が進展しないことにいらついていた。そこで、J は、調布警察署所属の警察官 X4 に相談したところ、「多摩中央署に知り合いもいるので、捜査関係者への働きかけぐらいはできる」と言われたため、J はその報酬として X4 に 100 万円を供与した。

2月号（497号）

(1) X1 は、覚醒剤取締法違反で勾留中、検察官の取調べを待っている間、同じく同法違反で勾留中の A と同房となった。X1 は初対面の A から、「おれは起訴されれば刑務所に行かなければならない。お礼に覚醒剤をやるから、あんたが風邪薬だと言って覚醒剤の入ったカプセルを渡して、それをおれが知らないで飲んだことにしてくれ」などと言われた。X1 は、覚醒剤の誘惑に負けて、その話を引き受けることにし、後日、A との打ち合わせ通り、担当検察官に対し、実際は A に覚醒剤を譲り渡したことがないのに、「新宿で知り合った A という男に、カプセルに入れた覚醒剤 1 個をただでくれてやりました。A は風邪をひいたと言うので、私はかなり効きますよ、と言って風邪薬のような意味で渡した」などと虚偽の事実を供述して、担当検察官に内容虚偽の検察官調書を作成させた。

(2) X2 は、暴力団員である知人 B が覚醒剤等を所持している状況を目撃したという虚構の話を作り上げ、警察署へ赴き、C 警部補に対し、B の覚醒剤所持事件の参考人として虚偽の目撃供述をした。C 警部補は、X2 の説明、態度等からその供述が虚偽であることを認識するに至ったが、B を逮捕したいという思いもあって、供述の信ぴょう性を高めるために、具体的な覚醒剤所持の目撃時期、場所についても嘘を述べるように指示するなどして、X2 を供述者とする供述調書の形にした。X2 は、その内容を確認し、C から「正直、僕が話を作ったところもあるんで」などと言われながらも、末尾に署名指印をした。

(3) 暴力団 D の組長 E は、抗争相手の F 組の G に対して所携のけん銃を発砲し、G に右胸部銃創を負わせた。G の殺害未遂で捜査していた警察が E を逮捕したことをニュースで知った D 組の組員 X3 は、同じく組員の H に対し前記犯行に使用されたけん銃を手渡したうえ、逮捕された E の身代わり犯人として出頭するように指示した。H は、このけん銃を持って警察署に出頭し、H 自身がこのけん銃を使用して前記殺人未遂の犯行に及んだと捜査官に説明した。しかし、警察は H の説明を信用せず、E を釈放しなかった。

(4) I 村で発生した公害事件で被害を受けた村人が、被害補償を訴えるために工場の管理会社前に大勢で集合していた際、騒ぎを聞きつけてやってきた警察官数名と口論となり、警察官 J に暴行を加えたという事件の裁判において、証人として出廷した I 村の村民 X4 は、事件の状況を実際に目撃したわけではなかったが、村民の仲間を守りたいという思いから、宣誓の上、「警察官 J が村民に対して威圧的な態度で、先に暴行を加えようとしてきた」という陳述をした。なお、その後、X4 の陳述通り、警察官 J が村民らに暴行を加えようとしていたことが、他の証拠から事実だと認定された。

1月号（496号）

(1) X1 は、パチンコに負けた腹いせから、アパート A の駐車場に駐車中の B 所有の普通乗用自動車に覆ったポリエステル製ボディカバーに所携のライターで火をつけて逃走した。この炎は最大で 10 cm 程度の高さに至り、たまたま通りかかった近隣住民 C が、7, 8 回程度、息を吹きかけて消し止めたが、B 車のボディカバーの一部（約 0.6 m<sup>2</sup>）が焼損した。なお、犯行時は無風だったが、本件駐車場にはブロック塀を挟んで民家や会社が隣接し、周囲は住宅街となっていた。

(2) X2 は、ストレスがたまっていたために、D 社の従業員寮の玄関前で、同所に駐車中の D 社所有の原動機付自転車（スクーター）のハンドルにかけられていたビニール傘に火をつけようと考えた。そこで、ビニール傘に所携のライターで放火したところ、火は、スクーターから、玄関前の庇ひさしや従業員寮の柱へと順次燃え移った。炎に気づいた住人 E がすぐに水をかけて消し止めたが、従業員寮の玄関脇の柱や天井が焼損した。

(3) X3 は、寒さに堪えかねて暖をとろうと考え、路上に放置されていた発泡スチロール、紙くずの入った段ボール箱等を見つけ、これらを燃やすことにした。X3 は、発泡スチロールに所携のライターで点火して燃え上らせ、その火を残りの段ボール箱に燃え移らせてこれらを焼損した。なお、約 1m 先には、F 社所有の普通貨物自動車が停まっていたが、誰も乗車していなかった。

(4) X4 は、家族と同居する自宅の庭で、刈った状態で放置していた枯れ草を焼却しようと考えた。庭の片隅には可燃物である古いタイヤや毛布等の不用品が近接して放置されており、かつ、自宅の北西側には G ほか 2 名が居住する木造瓦かわら葺き 2 階建の家屋が隣接していた。X4 は、十分な消火用水を準備するなどせずに、枯れ草に火をつけたところ、その火がタイヤ等を介して燃え広がり、自宅と G 方家屋を全焼させてしまった。

12月号（495号）

(1) X1は、同僚で仲良しであるAを驚かそうと考えて、いたずら目的でAの5、6歩手前を狙って、約40m先から石をいくつか投げたところ、その一つがAの頭部に命中してしまい、Aは石が頭部に命中したことを原因とする頭痛が翌日まで続いた。

(2) X2は金に困り、B宝石店に押し入って金品を強奪しようとして計画し、B店で副店長として働いている親友Cに対し、警備体制に関する情報の提供などを求めた。金に困っていたCは、X2の話聞いて、いっそのこと腕時計が強奪されたように装い、二人で山分けしようとして提案した。ある日、X2は、B店内に入ると、Cとの打ち合わせ通り、ナイフをCの首元に突きつけ、「殺されたくなかったら、これに腕時計を入れろ」と言い、ショーケース内に陳列されている腕時計をバッグに入れるように要求した。Cはショーケースを解錠し、その中にあった腕時計をX2から受け取った本件バッグに入れ、X2に差し出した。バッグを受け取ったX2は車で逃走した。

(3) X3（男性40歳、173cm、65kg）は、コンビニエンスストアD店から現金を奪おうと考え、ある日の昼過ぎ、数名の客がいたD店において、レジカウンター内にいた同店店員E（女性33歳、155cm、50kg）及びF（女性33歳、160cm、55kg）に対し、カウンター越しにEの胸ぐらを左手でつかみ上げた上、「金出せ、早く」、「あるだけ全部」と大声で言うなどして金員の交付を要求した。Eは「ありません」などと金を渡すことを何度も拒否したが、その光景を横で見ていたFがレジにあった現金7万8000円をつかんで差し出したため、X3はその金をつかんで逃走した。

(4) 高校教師のX4（男性35歳、179cm、90kg）は、元教え子のG（女性19歳、165cm、57kg）と他数名で食事に行った後、深夜、二人で歩いて帰路についた。G宅近くの誰もいない公園で、X4がいきなりGの腕をつかんでキスをし、胸を触るなどしてきた。Gは敬愛していたX4から性的な行為をされて頭が真っ白になり、パニック状態で、声が出ず、体も思うように動かなかったため、嫌だという気持ちを言葉で伝えることはできず、強い力で抵抗することもできなかった。その後、X4が、少し強めの口調で「ベンチに行くぞ」と言って、押すようにしてGをベンチに連れて行き、上から覆いかぶさって性交を行った。

11 月号（494 号）

(1) X1 は、友人 A の交通事故に関して、相手方から損害賠償交渉の委任を受けている B 保険会社の顧問弁護士 C と交渉を続けていたところ、交渉を有利に進めようと企て、ビル 1 階北側玄関柱に、ビル管理者の許諾を受けずに、「B 保険会社は、悪徳弁護士と結託して被害者を弾圧している、B 社は責任を取れ！」と記載したビラ 12 枚を糊で貼付した。

(2) D 新聞社の経営者兼編集者であった X2 は、E 証券会社の代表取締役 F の顔写真などを掲載したうえ、「F による過酷な営業政策のせいで、E 証券の社員は客から集めた金を使い込んで、証券業協会従業員規則違反を起こした。財務省証券局担当官も関心を有している」、「F は専務という地位を利用して、同社の社宅を安く購入したのであり、会社の私物化だ」等、内容虚偽の事実を D 新聞の記事として掲載し、全国の販売店において販売した。

(3) G 新聞社の経営者 X3 は、G 時事新聞において、ライバル新聞社の記者 H が、市役所土木部の課長 I に向かって、「出すものを出せば目をつむってやるんだがチビりくさるのでやったるんや」と聞こえよがしの捨てゼリフを吐いたうえ、今度はその上司に向かって、「しかし魚心あれば水心ということもある、どうだ、お前にも汚職の疑いがあるが、一つ席を変えて一杯やりながら話をつけるか」と凄んだ旨の記事を掲載し、数千部を市内の定期講読者等に配達した。なお、その後の裁判で、X3 が掲載した情報は真実だと証明されなかった。

(4) X4 は、インターネット上の掲示板を見て、フランチャイズによる飲食店「ラーメン J」の加盟店の募集や経営指導等を業とする K 食品の母体が、カルト団体ともいえる L という団体であり、ラーメン店の売り上げが L の活動資金になっているという情報を得た。また、実際にラーメン J の店長だった M とのメールのやり取りによって、実際に K 食品を信用して財産を失うという被害に遭った人が存在することも知り、商業登記簿謄本、市販の雑誌記事、インターネット上の書き込みなどを調査して、真実だと思うに至った。そこで、X4 は、この情報を一般市民に広く知らせるべきだと考え、自身のホームページで、「インチキ・フランチャイズ K を粉砕せよ!」、「K 食品の母体は右翼系カルト『L』」などと記載した文章を掲載し、不特定多数の人が閲覧しうる状態にした。なお、その後の裁判で、X4 が掲載した情報は真実だと証明されなかった。

10月号（493号）

(1) 20年来の親友であったX1とAら数名は、正月休みに久しぶりに会えたうれしさから、小学校当時によく遊んでいた「おしくらまんじゅう」をやろうということになり、お互いに背中を向けて何度か押し合っていたところ、X1がAを押しした際に、Aの足がもつれて前方に顔面から倒れてしまい、たまたま打ち所が悪く、頭部を床に打ち付けたことを原因とする脳出血により死亡した。

(2) Bは不治の病に侵され、日ごろから死にたいと考え、友人や両親にもそのことを告白しており、できれば、長年Bの介護をしてきた夫X2の手で死にたいと思っていたが、その思いを伝えられずにいた。一方、X2は、Bの死にたいという思いに気づいていなかったが、介護疲れから、Bの殺害を決意するに至った。ある日、X2は、眠っているBの首をロープで10分程度絞め続け、その結果、Bは窒息により死亡した。

(3) Cは常連だった店で知り合ったアルバイトのX3になんとか好かれようと、自己は俳優で、大手芸能事務所の副社長でもあるとだまし、X3に俳優になるようにと勧めたうえ、撮影と称してX3を連れ回していた。X3はCを盲信し、本気で俳優を夢見るようになっていた。その後しばらくして、Cは事業に失敗して多額の借金を背負い、家族にも見捨てられたことから自暴自棄になり、自殺を企図するようになっていたが、実行できずにいた。そこで、X3の手で死にたいと思うようになった。

Cは、ある海外の会社がX3のデビューを妨害しており、その妨害を排除するためには、X3とCが偽装心中したところを撮影し、二人が死亡したと思わせる必要があり、その撮影の際、X3とCは実際に気絶するくらいのことをしなければならぬが、スタッフによる救命態勢が整っているため命の危険はないなどとうそを言った。二人は、偽装心中をして写真撮影をすることを「自殺ごっこ」と呼び、X3はデビューのためにはこれを実行しなければならないと信じ込んでしまった。

数日後、X3とCは、「自殺ごっこ」を行うために、二人でホテルの一室に入った。Cは、ホテルの内外にスタッフがおり、部屋にはカメラが設置され、スタッフの中には救急救命士がいること等、虚偽の説明をし、X3はその説明を信じた。CはX3に、Cの頸部を絞め付けた上、その顔面を浴槽の水の中に沈めるように頼んだ。Cはその行為によって自らが死亡することを認識し、死んでもかまわないと考えていた。一方、X3は、Cを気絶させるつもりであって、死亡することはないとの認識のもと、Cに対し、その頸部を2回にわたり、合計約2分半絞め付けた上、浴槽の水中にその顔面を沈める暴行を加えた。その後、X3は、Cの顔をお湯から引き上げ、Cの脈拍および呼吸を確認し、Cの指示通り睡眠薬を飲んで眠ったが、Cは頸部圧迫による窒息と溺水による窒息の複合により死亡した。

9月号(492号)(1) X1(男性55歳, 170cm, 73kg)は, 粗暴な性格で暴行傷害の前科が多数あるA(男性36歳, 175cm, 85kg)と折り合いが悪かったが, ある日, Aが「出て来い, 顔を見たら射ち殺すぞ」等とX1の自宅前で大声で叫び, ただならぬ気配を示したので, X1は外に出てAを詰問したところ, Aが右手をオーバーのポケットに突っ込んだ。X1はAが凶器を取り出し, 攻撃すると思い, 慌てて近くにあった木刀でAの右手首を殴って骨折させた。実際は, Aは前夜, 弟との喧嘩で負傷した右手を隠すためにポケットに突っ込んだだけだった。(2) B(男性30歳, 171cm, 90kg)は, 職に就かず, 酒を飲む毎日を過ごし, 家族に対する理不尽な怒りを増幅させ, 姉X2(33歳, 158cm, 46kg)や母Cに暴力を振るっていた。ある日, BがCを罵倒し, その髪を引っ張ったため, Cが110番通報しようとしたところ, 怒ったBがCに右拳を振り上げて殴ろうとした。これを見たX2は, Bを止めなければと決意し, Bの背後から近づいて, 台所から持ってきた包丁でいきなりBの背部左側を突き刺し, 心臓からの出血により死亡させた。(3) X3(男性40歳, 165cm, 55kg)は, 喧嘩慣れした弟D(38歳, 180cm, 95kg)と口論となり, X3がDのスマホを床に投げつけたところ, 激昂したDがX3の顔面を手拳で複数回殴打し, 激しいもみ合いとなった。X3は, 弟Dからはじめて暴力を振るわれたことに驚き, 無我夢中で, 体格の良いDの動きを制止しようと, Dの首の辺りに左腕をかけ, 右手で左手を持ち, 首の辺りを約3分程度押さえていたところ, Dが意識を失いぐったりとしたため, 慌てて救急車を呼んだが, Dは窒息によって死亡した。(4) (2)で, 実際には, BはCと口論していただけで, Bが右拳を振り上げたのは, Cに暴力を振るおうとしていたわけではなく, X2の誤解だった場合はどうか。

8月号(491号) (1) 猟師のX1は、猟を終えて山中を歩いていたところ、木の陰でガサガサと音がしたので、先日熊牧場から逃げ出した熊だと思って猟銃を発砲した。しかし、弾が命中したのは同僚のAであり、すぐに病院に運ばれたが、X1の弾が原因による内臓出血で死亡した。(2) X2は、折り合いが悪かった知人Bを殺害しようと、深夜B宅に侵入して、Bがいつも寝ているベッドが人型に膨らんでいたことから、掛け布団の上から胸のあたりを狙って準備していたピストルの引き金を引いたところ、Bはそのときたまたま階下のトイレに入っていてベッドにはおらず、弾が当たったのは熊のぬいぐるみだった。(3) X3は、渋谷駅の券売機で切符を買おうとしたところ、だれかのカメラが置き忘れてあったため、自分のものにしようと考えた。X3は、隣の券売機にいたCに「これはあなたのですか」と尋ねると、「いいえ」というので、X3は「私が駅員に届けます」といってカメラを持ち去り、そのまま自宅に持ち帰った。このカメラは、X3が持ち去る5分ほど前にDが切符を買った際に置き忘れたものであり、友人と話しながら10mくらい歩いたときに、カメラを置き忘れたことを思い出してすぐに引き返したが、すでにカメラはX3に持ち去られていた。(4) X4は、通勤客で混んでいた電車内で、隣に座っていたEの上にある網棚においてあったバッグをEの物だと思って、Eが寝ている隙に自分のものにしようと思い持ち帰った。しかし、そのバッグは1時間ほど前に下車した、Eとは無関係の乗客Fの忘れ物であった。(5) X5は、同じ暴力団組員のGから、指定された車で山中に向かい、後部トランクにある物を崖下に投棄するようにと指示された。X5は、荷物の中身が人間(H)であることに気づいたが、Hが全く動かなかったことからすでに死亡していると考え、そのまま崖下に投棄した。後日、崖下から発見されたHは、遺棄された時点ではかろうじて生きており、数時間後に死亡していたことが後の鑑定で判明した。



7月号(490号) (1) X1は、仲の悪かったAに近づいていき、「長年の恨みだ、死ね!」と叫んで、至近距離からAの左胸に向けて、準備していたピストルの引き金を引き、弾を発射させた。Aは左胸に銃弾を受けたことを原因とする心臓からの出血で死亡した。(2) X2は、放火すると脅して消費者金融会社Bから金を奪おうと考え、店長Cほか5名の従業員が勤務中のBの事務室入口のカウンター越しに、「ガソリンだ。金を出せ」と叫び、持ってきたガソリン約40を床に撒いたところ、従業員らが悲鳴を上げながら奥の管理室に逃げ込んだ。Cはその場にとどまったが、金を準備せずに警察に電話しようとしていたことから、X2は憤激して、手に持った新聞紙にライターで火を付け、ガソリンを撒いた床付近に投げ込んだところ、瞬時に炎が上がったため、X2はすぐさま逃走した。一方、警察に通報中だったCは逃げ遅れて焼死した。(3) X3は、何度も無断外泊を繰り返す娘D(16歳)を心配して強く注意したにもかかわらず、Dが行く先を告げずに外出しようとしたために口論になった。X3はDが態度を改めないことに腹を立て、階段を下りていくDを反省させようと、「お前なんか出ていけ。ぶっ殺してやる」と怒鳴りながら、台所から持ち出した出刃包丁(刃体約13.2cm)を約3m上から投げつけたところ、Dの左後頭部に刺さり、Dは左後頭部刺創を原因とする頭蓋内出血により死亡した。(4) X4は、以前から争いの絶えなかった暴力団員Eを両脇から腕をかけるなどしてパチンコ店外に連れ出し、駐車場に停めていた自動車の後部座席に無理矢理押し込んで乗車させて発進・疾走し、空き地に置かれたコンテナ内に連れ込んだ。その後、このコンテナ内において、逃げ出そうと抵抗するEの頬を拳で殴ったが大人しくしなかったため、X4は同所にあった陶器製のどんぶりでその頭部を数回強く殴打した。Eは、どんぶりによる殴打によって生じた左前頭部打撲を原因とする脳出血により死亡した。

6月号(489号) (1) X1は、借金の支払に応じないAを懲らしめるために、路上においてAに対して暴行を加えたうえ、底の割れたビール瓶でAの左後頸部等を突き刺し、Aの左後頸部に刺傷を負わせた結果、Aは傷口から大量に出血した。Aは、病院で直ちに止血のための緊急手術を受けて一旦は容体が安定したが、その後Aが治療用の管を抜く等して暴れ、安静に努めなかったことなどが相まってその日のうちに容体が急変し、Aは5日後に上記刺傷結果に起因する脳機能障害で死亡した。(2) X2は、借金の支払に応じないBを懲らしめるために、路上においてBに対して暴行を加えたうえ、底の割れたビール瓶でBの左後頸部等を突き刺し、Bの左後頸部に刺傷を負わせた結果、Bは傷口から大量に出血した。Bはその後駆け付けた救急車により病院Cに運ばれ、外科医による手術を待っていたところ、病院Cが原因不明の火災により全焼し、手術室にいたBは焼死した。(3) X3らは、同僚Dの職場での態度に腹を立てたため、マンションの一室で、Dの頭部や顔面を手拳で殴打する等の暴行を断続的に加え、Dに顔面打撲傷等の傷害を負わせた。その後Dは、すきを見て同室から靴下履きのまま逃走し、X3らは自動車に乗ってDを捜索したがこれを発見できなかった。Dは逃走開始から10分後、同マンションから約800m離れた高速道路内に進入し、そこで自動車に衝突・轢過されて死亡するに至った。(4) X4は、Yを助手席に同乗させ、時速約60kmで自動車を運転し、前方不注意の過失により、前を自転車で走行中だったEに衝突してこれを跳ね飛ばし、自車の屋根の上にはね上げた。X4は、Eが自車の屋根に乗っていることに気づかず、そのまま4kmほど走行したが、そこでYがEに気づき、時速約10kmで走行中の同車の屋根からEの体を逆さまに引きずり降ろして道路上に転落させた。Eは頭部打撲に基づく脳くも膜下出血により死亡したが、Eの致命傷がX4による事故によって生じたのか、Yによる引きずり降ろし行為によって生じたのかは判明しなかった。

5月号(488号) (1) X1は、長年恨みを持っていたAを殺害しようと考えて、ある日、Aの頭部を狙って、実弾を込めたピストルの引き金を引いた。しかし、発射された弾丸は少し逸れてAには当たらず、Aの右肩のすぐ上を通り、背後の壁に当たった。なお、Aは無傷だった。(2) X2は、Bを殺害してひそかにBにかけていた保険金を取得しようとして計画した。そこで、Bの静脈内に空気を注射し、空気塞栓により殺害するという計画を立てて、Bの両腕の静脈内に1回ずつ蒸留水5ccとともに空気合計30~40ccを注射したが、致死量に至らなかったため殺害の目的を遂げなかった。なお、裁判では、空気塞栓により人を死亡させるのに必要な空気の量は70~300ccであるという鑑定結果が示された。(3) X3は、常習として、かつ営利の目的をもって、数名と共謀のうえ、フェニルメチルアミノプロパン、カフェイン、アンナカ、食塩、水などを混入し溶解させ、一定の製造過程を経て、覚醒剤を製造しようとした。しかし、使用した粉末に真正のフェニルメチルアミノプロパンが含まれていなかったことから、覚醒剤を製造することができなかった。(4) スリの名人として腕に自信があったX4は、朝の通勤ラッシュで混雑していた電車に乗り、隣に立っていたCが少し眠そうにして外の景色に気を取られているすきに、Cのジャケットの左ポケットに手を入れて、財布を盗もうとした。しかし、そのポケットは空だったため、X4は何も取ることができなかった。

4月号(487号) (1) ある本屋で、店員が見ていない隙に、X1は商品である漫画本を自分のものにするために、自分のカバンに入れてそのまま代金を支払わずに立ち去った。その後、X1は自宅でその漫画本を読んで本棚に飾っておいた。(2) X2が近くの公園を散歩していたところ、1万円札が落ちていた。辺りを見渡しても誰もいなかったことから、X2は誰かが落としたんだなと思いつつ、自分のものにするために持ち去った。翌日、X2はその1万円札をレストランでの食事代として使用した。(3) Aが友人Bと公園のベンチに座っていたところ、会話を夢中になってしまい、ベンチにハンドバッグを置いたままであることに気づかずに、Bとともに駅に向かって歩いて行った。その様子を木の陰から見ていたX3は、AとBが駅の方へ30mほど歩いて行った時点で、ハンドバッグを自分のものにしようと持ち去った。数分後、ハンドバッグを忘れたことに気づいたAがベンチに戻ったがすでにハンドバッグはなかった。そこで、AはBに頼んでハンドバッグの中にある自分のスマートフォンに架電したところ、近くの公衆トイレ内で着信音が鳴り始めた。ハンドバッグ内の現金を探していたX3はあわててトイレから出たが、Aに問い詰められて犯行を認め、通報により駆けつけた警察官に引き渡された。(4) X4は、以前から仲が悪かったAを殺害することを決意し、深夜、公園を散歩していたAの背後からその首を絞めて窒息死させた。その直後、X4は、Aが身に着けていた高級腕時計が目に入り、これを自分のものにするために取り外して、自分のカバンに入れて立ち去った。その後、帰宅途中に質店に立ち寄り、この腕時計を換金した。